

## 前回ご指摘のあった事項

連合会会員の  
1会員の出資口数の  
限度

# 連合会の会員の出資限度規制の見直しについての考え方

## 法制定当初

### 組合員（会員）の総出資口数の1/4以内

<理由>

- ・ 生協における民主的運営の確保
- ・ 大口出資会員の脱退による払込済出資額の払戻しにより組合の経営が困難になる

## 現行の制度

### 経済事業を行う連合会（※）については、総出資口数の1/2に引き下げ

<理由>

- ・ 連合会については、参加する組合の規模の相違により、出資可能な額も大きく異なり、事業規模に比して連合会の経営基盤が脆弱になる恐れが生じる
- 大規模な組合の出資を大きくし、連合会の経営基盤を安定的なものにする必要がある

## 見直し案

### 経済事業を行う連合会（※）については、出資口数の制限を撤廃

<理由>

【経営基盤の安定化について】

- ・ 生活圏の拡大等に伴い、連合会の果たす役割が増大
- 連合会の経営基盤をさらに安定的なものにする必要がある

【民主的運営について】

- ・ そもそも会員による組合の管理運営に参加する権利（議決権）と出資口数は無関係であり、原則として、出資口数の多寡にかかわらず議決権が与えられることから、管理運営への参加は担保しうる

【大口出資会員脱退時の弊害について】

- ・ 出資口数の最高限度は定款の絶対的記載事項の一つであり、定款の設定や変更については総会の議決が必要であることから、組合自治により担保できる部分が多い

※ 生協法第10条第1項第1号から第4号までの事業（購買事業、利用事業、生活文化事業、共済事業）のうちのいずれかの事業を行う連合会をいい、単位組合間の連絡調整のみを行う連合会は含まれない。

## 出資口数の限度規制について

	消費生活協同組合法 (消費生活協同組合)	農業協同組合法 (農業協同組合)	中小企業等協同組合法 (事業協同組合、 事業協同小組合)
最高出資限度 規制	<p>○経済事業を実施する連 合会(※) 会員の総出資口数の2 分の1以内</p> <p>○単位組合及び経済事業 を実施しない連合会 組合員の総出資口数の 4分の1以内</p>	なし	<p>組合員の総出資口数の100 分の25以内 (信用協同組合は100分の1 0以内)</p> <p>(ただし、一定の組合員は、総 会の議決に基づく組合の承諾 を得た場合には、100分の35 まで保有可)</p>

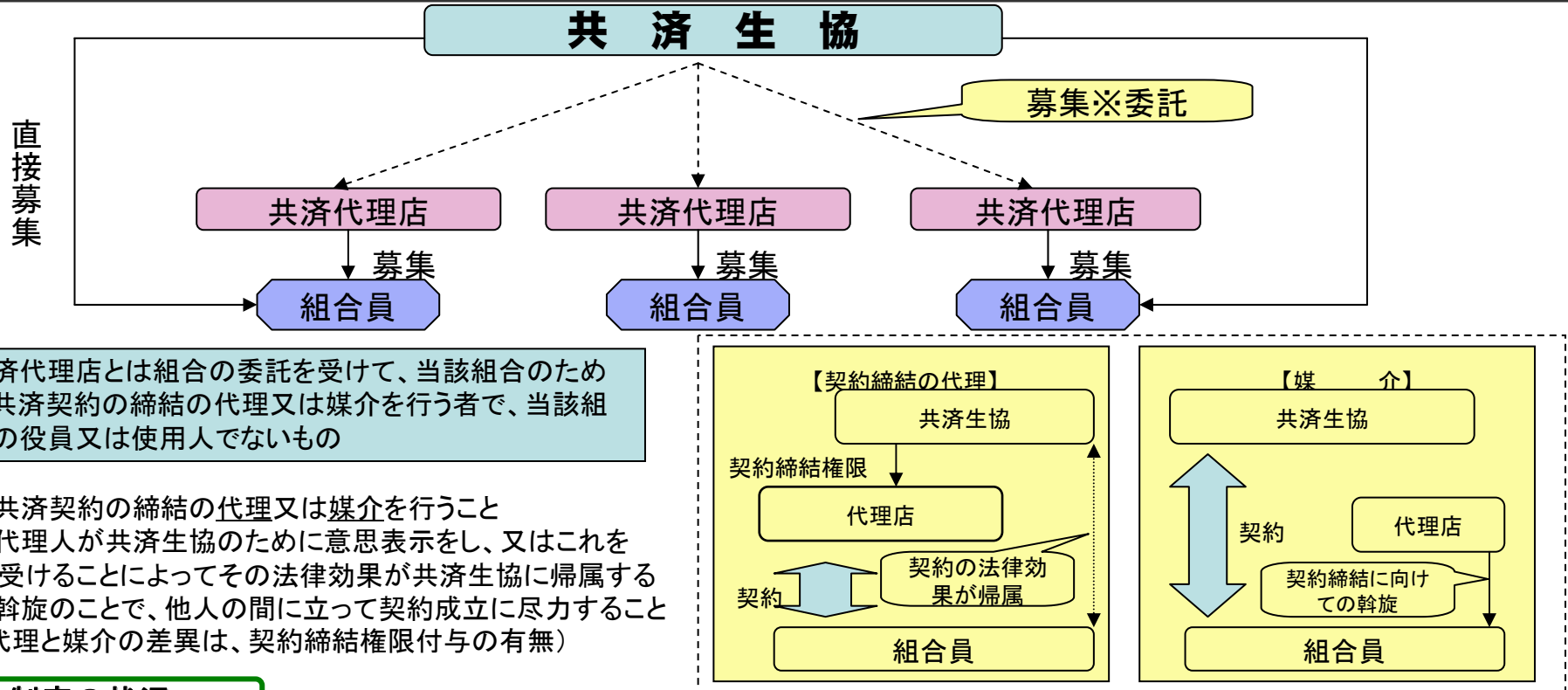
※ 生協法第10条第1項第1号から第4号までの事業(購買事業、利用事業、生活文化事業、共済事業)のうちのいずれかの事業を行う連合会をいい、単位組合間の連絡調整のみを行う連合会は含まれない。

共済代理店

# 共済代理店について

## 制度の概要

組合の委託を受けて、その組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者について、法令上明確に共済代理店として位置づけた上で、共済代理店として行うべき義務等を定める制度



共済代理店とは組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないもの

- ※ 募集: 共済契約の締結の代理又は媒介を行うこと
- 代理: 代理人が共済生協のために意思表示をし、又はこれを受けることによってその法律効果が共済生協に帰属する
- 媒介: 斡旋のことで、他人の間に立って契約成立に尽力すること (代理と媒介の差異は、契約締結権限付与の有無)

## 他制度の状況

### 農協法

・ 共済代理店の規定が法律上設けられており、自動車共済及び自動車賠償責任共済に関する業務を実施できることとされている。その結果、実態として、自動車整備工場のみが代理店となっている。また、共済代理店にも共済契約締結時に禁止される行為の規定が適用される。

### 中協法

・ 共済代理店の規定が法律上設けられており、自動車共済及び自動車賠償責任共済に加え、それ以外の火災共済等に関する業務も実施できることとされている。また、共済代理店にも共済契約締結時に禁止される行為の規定が適用される。

### 保険業法

・ 保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者として、損害保険代理店を含む保険募集人等の規定が法律上設けられている。生命保険募集人、損害保険代理店等については、保険契約締結時に禁止される行為の規定が適用される。

## 共済代理店に関する規定の必要性

### 共済代理店に関する現行の生協法上の整理

・現行の生協法上、共済代理店に関する明確な規定は存在せず、契約の締結の代理又は媒介を行う者の制限に関する規定は設けられていない。このため、民法上の委任契約に基づき実施することは妨げられていない。

共済代理店に関する明確な規定を設けなかった場合、下記のような契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する共済推進時の行為規制や共済事業の健全な運営を確保するために講ずべき措置が適用されなくなることとなる。

#### 共済推進時等に禁止される行為

- ・ 契約者等に対して、虚偽のことを告げ、又は契約条項のうち重要なことを告げないこと
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げるよう勧奨すること
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項を告げるのを妨げ、告げないことを勧奨すること
- ・ 契約者に対して、不利益となる事実を告げずに、既に成立した契約を消滅させて新たに申込みをさせること
- ・ 契約内容につき他の共済・保険契約と比較したものであって、誤解させるおそれのあるものを表示すること
- ・ 組合の関連法人等が契約者に対して、特別の利益供与をしていることを知りながら、契約の申込みをさせること
- ・ 契約者や不特定の者に対して、契約に関する事項で判断に影響を及ぼすような重要な事項につき、誤解させるおそれのあるものを表示すること 等

#### 共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置

- ・ 組合の役員、使用人等の公正な共済契約の締結、その代理又は媒介を行う能力の向上を図るための措置
- ・ 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理、媒介に際して、役員等が契約者等に対し、契約内容のうち重要な事項を記載した書面の交付などの適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置 等

### 対応案

契約の締結の代理又は媒介を行う者に対して、共済推進時の行為規制が適用され、また、共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置がなされるようにするため、共済代理店に関する明確な規定を設けることとする。